

# 会 務 報 告

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの会務の概況を、下記のとおり報告いたします。

平成26年2月24日

愛媛県町村会長 白石勝也

記

## ◎ 会 議

### 1 総 会

#### (1) 定 期 総 会

第66回定期総会は、2月22日午後3時30分から「松山全日空ホテル」で県内の9の町長並びに副町長、総務課長らのほか、全国町村会からの来賓出席を得て開催した。

総会は、白石会長のあいさつにはじまり、全国町村会長（代理・長江全国町村会次長）から来賓あいさつがあった。

次いで、会議に入って白石会長が議長席に着き、（報告第1号）「平成24年本会会務報告」、（報告第2号）「平成24年度本会一般会計補正予算（第1号）」を事務局から報告し一同了承。（認定第1号）「平成23年度本会一般会計歳入歳出決算」の認定について事務局から説明し、阪本監事（松野町長）から監査報告があり、異議なく承認された。

つづいて、（議案第1号）「平成25年度事業計画」、（議案第2号）「平成25年度本会会費の分賦方法」、（議案第3号）「平成25年度本会一般会計予算」、（議案第4号）「平成25年度本会特別会計予算」の4議案を一括上程し、審議の結果、異議なく原案どおり議決された。（選挙第1号）「副会長の補欠選挙」については稲本内子町長を選出し、午後4時10分閉会した。

#### (2) 愛媛県町村会と愛媛県町村議会議長会との合同式典

「第66回定期総会」終了後、午後4時30分から「松山全日空ホテル」で、愛媛県町村議会議長会との合同式典を開催した。各町から町長及び副町長または総務課長等が、また町議会からは議長及び議会事務局長が出席した。

合同式典は、白石愛媛県町村会長のあいさつに始まり、続いて来賓の三好管理局長（愛媛県知事代理）、岡田県議会議長から祝辞があり、全国町村会の長江次長から最近の国政の動向をめぐる講演があり、林愛媛県町村議会議長会会長が閉会のことばをのべ、合同式典を終了、引き続き中村愛媛県知事等来賓を囲んで意見交換会を行い、午後7時10分終了した。

### (3) 臨時総会

6月3日午後2時から「県自治会館」で開催した。

この臨時総会は、現在の会長、副会長、監事の任期が6月5日で満了となるために開催したもので、県内7町の町長及び上島町と愛南町は副町長が代理出席した。

総会は、本会規約第6条第6項により、白石会長が議長となり議事に入り、(選挙第1号)「会長の選挙について」、(選挙第2号)「副会長の選挙について」、(選挙第3号)「監事の選挙について」の三議案を一括上程。選出を進める中で、山下伊方町長から「会長に白石松前町長、副会長に稲本内子町長、監事に高野久万高原町長を選出されたい」旨の発言がなされ、ただちにこれを会議に諮ったところ全員異議なく、会長に白石松前町長を再任、副会長には稲本内子町長、監事に高野久万高原町長が選出され新役員を代表して白石会長から就任のあいさつがあった。(任期は平成25年6月6日から平成27年6月5日までの2年間。)

## 2 全員連絡会

### ○1月18日 平成24年度第4回開催

〈協議事項〉

- 1 特定地域再生制度について
- 2 生物多様性えひめ戦略について
- 3 平成23年度決算について
- 4 平成24年度愛媛県町村会一般会計補正予算(第1号)(案)について
- 5 平成24年度(財)全国自治協会愛媛県災害共済支部一般会計補正予算(第1号)(案)について
- 6 平成25年度事業計画及び本会会費の分賦方法並びに予算について
- 7 本会第66回定期総会開催について
- 8 その他
  - (1) 次回の本会全員連絡会開催について
  - (2) その他

### ○3月19日 平成24年度第5回開催

〈協議事項〉

- 1 愛媛県の森林吸収源対策について
- 2 財団法人全国自治協会愛媛県災害共済支部委員会の組織および運営に関する規程の廃止について
- 3 平成25年度町(市)職員研修計画について

- 4 愛媛県市町総合事務組合の役員について
- 5 その他
  - (1) 次回の本会全員連絡会開催について
  - (2) 各町における「伝統行事」等について
  - (3) その他

○ 4月25日 平成25年度第1回開催

〈協議事項〉

- 1 合併特例終了後の交付税の算定方法について
- 2 愛媛県民球団（愛媛マンダリンパイレーツ）「顧問就任」のお願いについて
- 3 平成25年度四国四県町村長・議長大会について
- 4 平成25年度町等公平事務委託費の負担について
- 5 町イチ！村イチ！2014の開催及び助成金について
- 6 本会臨時総会開催について
- 7 その他
  - (1) 次回の本会全員連絡会開催について
  - (2) その他

○ 6月3日 平成25年度第2回開催

〈協議事項〉

- 1 えひめ国体における選手及び指導者の雇用について

〈報告事項〉

- 1 今国会に「道州制基本法」提出に反対する要望について
- 2 その他
  - (1) 次回の本会全員連絡会開催について
  - (2) その他

○ 11月8日 平成25年度第3回開催

〈協議事項〉

- 1 自治組織対象の暴力団排除活動の促進について
- 2 所得税法第56条廃止を求める陳情について
- 3 建築物の耐震化促進について
- 4 映画「じんじん」愛媛県上映運動へのご協力のお願について
- 5 鳥獣被害対策の現状と課題について
- 6 東北被災三県市町村への人的支援についての合同訪問要請活動について
- 7 平成25年度「災害共済関係事業加入推進運動」及び「公共建物火災予防及び交通安全運動」の実施について
- 8 愛媛県文化・スポーツ振興課からのお願いについて

〈報告事項〉

- 1 日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部  
全日本自治団体労働組合（自治労）愛媛県本部からの要望について

- 2 「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望について
- 3 全国町村長大会開催要綱について
- 4 全国町村長大会前後の関係団体行事一覧表（第4報）について
- 5 その他
  - (1) 次回の本会全員連絡会開催について
  - (2) その他

### 3 四国四県町村長・議長大会

9月24日午後2時から、高知市の「ザ クラウンパレス新阪急高知」に於いて、四国四県の連携をより強化するために、四国四県の町村長・議長ら160人が一堂に会して開かれた。

大会は、村田高知県町村議会議長会長の開会のことばがあり、「国歌斉唱」につづいて、四国四県町村会・議長会を代表して有岡高知県町村会長のあいさつのち、岡田香川県町村会長が「宣言」を朗読。

次いで、尾崎高知県知事、森田高知県議会議長、藤原全国町村会長及び蓬全国町村議会議長会会長ら各来賓の祝辞があった。

次に各提出議題の審議に移り、議長に関本愛媛県町村議会議長会会長を選出して議事に入った。各県提出議題の審議では、下野愛媛県内子町議会議長から「四国地方の交通基盤整備の促進及び本州四国連絡高速道路の通行料金等について」を説明、そのほか別項の議題について、各県代表からそれぞれ提案理由を説明し、審議の結果、いずれも採択され、次項の「決議（案）」「緊急決議（案）」を兼西徳島県町村会長が朗読して、同じく採択された。

なお、決議事項の実行運動方法等については、四県の町村会長並びに議長会会長に一任された。

次に、昨年、四国四県の魅力を発信するため共同アピールを行った「四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録について」昨年に引き続き、実現に向けて積極的に活動を展開するよう、満場一致で決定された。

最後に、本県の白石町村会長から閉会のあいさつがあった。

閉会后、「道州制の何が問題か」をテーマに、シンポジウムに入り、まず、東京大学名誉教授の大森彌先生の「道州制基本法案について」と題する基調講演があった。

休憩ののち、「道州制と地方自治の将来について」をテーマとしてパネルディスカッションを開催。全国町村会の坂本調査室長をコーディネーター、大森先生をアドバイザーに、清水本県愛南町長をはじめ各県代表4名による活発な議論が展開された。

なお、パネルディスカッションの最後に急遽「道州制に関する特別決議」が提出され、宮地高知県四万十町議会議長が朗読して、満場一致で決定された。

#### 《四国四県町村長・議長大会提出議題》

- 1 南海トラフ巨大地震対策等防災・減災に資する社会資本整備について
- 2 米軍機による低空飛行訓練中止等について
- 3 四国地方の交通基盤整備の促進及び本州四国連絡高速道路の通行料金等について
- 4 農林水産業の振興対策について
- 5 さらなる地方分権の推進及び地方財政の充実・強化について

## 宣 言

低迷を続けてきた我が国経済は、ここにきて回復の兆しが見え始めてきたが、実態に伴う本格的な回復軌道に乗っているとは言い難い状況にある。

一方、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口流出、脆弱な財政基盤、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しい状況が依然として続いている。

このような中であって、我々町村は厳しい財政状況の下で、自主的・主体的な地域づくりを推進し、住民の負託に応えるべく研鑽を重ね、“住民が主役”であることを理念として、日々懸命に施策を進めている。

地域の特性や資源を活かし、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりを実現するためには、真の地方分権の確立、また地域の行政需要に対応し得る財源の確保などについて、政府・国に対し、その確実な実現を求めていくことが必要不可欠である。

また、喫緊の課題であるTPP交渉については、地方の意見を十分に聴き、特に町村の基幹産業である農林水産業を守る視点をもつことを政府に対し、四国として連携を図りながら強く要求していかなければならない。

さらに「道州制」については、国の在り方を変える大きな問題であるにもかかわらず、国民的議論もないまま導入に至ることが懸念される。

今大会のこの場において開催するシンポジウムが、四国四県の共通した認識と理解を深め一致団結し断固として導入に反対していく契機となるよう期待するものである。

よって、四国57町村長と町村議長は、決意を新たに、“人々がふるさとを愛し、人生の生きがい等を等しく実感出来る、未来に責任のある地域社会実現”のため、最大限の叡知と努力を傾注することをここに誓うものである。

以上宣言する。

平成25年9月24日

四国四県町村長・議長大会

## 決 議

- 1 南海トラフ巨大地震対策等防災・減災対策の推進を強化すること
- 1 米軍機の低空飛行訓練を即時中止すること
- 1 四国地方の交通基盤の早期整備及び本州四国連絡道路における全国共通水準料金を確実に実現すること
- 1 農林水産業の振興対策を強化すること
- 1 地方分権の推進及び町村財政基盤を充実・強化すること

以上決議する。

平成25年9月24日

四国四県町村長・議長大会

## 緊 急 決 議

- 1 税制改正の検討にあたっては、地方税財源を確保すること
- 1 TPP協定交渉においては、重要5品目の関税を死守するなど国益を必ず守ること

以上決議する。

平成25年9月24日

四国四県町村長・議長大会

### 【共同アピール】

「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録について

四国遍路は、徳島県・高知県・愛媛県・香川県の四県をつなぐ、空海（弘法大師）ゆかりの八十八箇所霊場をループ状に巡る全長1400kmの壮大な寺院巡拝である。

この巡拝は、古くから一般庶民に定着し、それを地域社会が「お接待」と呼ばれる支援で支えており、遍路の基となる「思想・信仰」、実践する「場」、さらにそれを支える「地域」の3者が一体となった「遍路文化」が1000年を超えて現在に継承されている。

こうした「遍路文化」は、日本国内、さらには世界的に見ても、顕著な普遍的価値のあるもので、人類全体の遺産として次代に引き継いでいくべきであり、まさに世界遺産にふさわしいものとする。

については、国においては今後、「四国八十八箇所霊場と遍路道」をとりまく環境を整えるとともに、四国遍路文化の世界遺産登録に取り組まれるよう強く要望する。

我々もまた、弘法大師空海の残した思いや足跡が生活に密着するなど、四国ならではの魅力を広く内外にアピールするとともに、今後、国、県及び経済団体等と相携えて、四国遍路文化の世界遺産登録の実現に向けて積極的な行動を起こすことを表明する。

### 「道州制」に関する特別決議

現在、与党を中心として「道州制」の導入を想定した法案を提出しようとする動きがある。

「道州制」については、国の在り方を変える大きな問題であるにもかかわらず、平成の大合併の検証もなく国民的論議もなされていない。

また、「道州制」の実体について必要性や内容を含めて十分に明らかにされないまま「道州制」の導入への道筋が作られようとしている。

このような現状に、住民に最も身近な町村として強く懸念する。

そもそも、「道州制」の導入に伴って、市町村の再編を強いるようなことになれば、行政と住民の距離を更に遠くさせ、住民自治が衰退し、各町村で営々と積み重ねられてきた多様なまちづくりや自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながる。

また、既存のインフラの整備水準や民間投資力に大きな格差がある中で「道州制」を導入して地域間の競争を煽れば、地域間格差はますます拡大し、住民の生活が脅かされる。

よって、我々、四国四県町村長及び町村議会議長は、「道州制」の導入には断固として反対する。

以上決議する。

平成25年9月24日

四国四県町村長・議長大会

#### 4 副町長会

○ 4月19日午後3時30分から「愛媛県自治会館会議室」において春季副町長会を開催した。

協議事項は次のとおり。

- 1 各町からの提出議題について
- 2 愛媛県町村会等について
- 3 次期開催地について
- 4 その他

○ 11月29日午後2時から「愛南町役場会議室」において秋季副町長会を開催した。

協議事項は次のとおり。

- 1 町政の概要説明
- 2 県市町振興課説明
- 3 各町情報交換
- 4 町内視察
- 5 その他

#### 5 総務課長会議

○ 5月2日午後3時から「愛媛県自治会館会議室」において開催した。

協議事項は次のとおり。

- 1 合併特例終了後の交付税の算定方法について
- 2 各町からの提出問題について
- 3 愛媛県町村会等について
- 4 その他

## 6 その他の会議

### (1) 系統町村会等開催会議

- 1月10日 全国町村会正副会長・監事合同会議、(財)全国自治協会理事会・災害共済委員会・全国町村職員生活協同組合理事会、全国町村会正副会長会・意見交換懇談会
- 23日 全国町村会政務調査会財政委員会  
" 第46回海外地方行政調査団報告会
- 24日 全国町村会正副会長会、(財)全国自治協会理事会・災害共済委員会、全国町村職員生活協同組合理事会、全国町村会理事会・都道府県町村会会長会・全国町村職員生活協同組合総代会、都道府県町村会正副会長交流会
- 25日 人材育成座談会
- 2月27日 中央教育審議会総会(第84回)
- 28日 災害時要援護者の避難支援に関する検討会
- 3月7日~8日 都道府県町村会政務担当職員研修会
- 18日 日本下水道事業団評議員会  
" 中央教育審議会教育振興基本計画部会(第25回)
- 26日 災害時要援護者の避難支援に関する検討会
- 28日 中央環境審議会食品リサイクル専門委員会
- 4月11日~12日 都道府県町村会事務局長会議及び事務局長研修会
- 12日 中央教育審議会教育振興計画部会  
" 地方分権推進本部有識者会議
- 18日 中央教育審議会教育振興基本計画部会(第26回)
- 24日 全国町村会政務調査会行政委員会・財政委員会合同会議、全国町村会政務調査会、全国町村会正副会長会、(一財)全国自治協会理事会
- 25日 全国町村会正副会長会、(財)全国自治協会理事会・災害共済委員会
- 26日 中央環境審議会食品リサイクル専門委員会第1回ヒアリング  
" 地方分権改革有識者会議
- 5月11日 自治振興助成事業説明会
- 13日 四国四県町村会会長・事務局長会議
- 14日~15日 災害共済関係事業等事務研修打合会
- 15日 地方分権改革有識者会議
- 20日 中央教育審議会教育制度分科会(第23回)
- 20日~21日 全国町村会政務調査会財政委員会
- 24日 全国町村会政調幹事会・災害共済事務連絡会議及び政調幹事会各委員会
- 27日 中央環境審議会食品リサイクル専門委員会第4回ヒアリング

- 6月 7日 中央教育審議会教育制度分科会（第24回）
- 13日 中央教育審議会教育制度分科会（第25回）
- 〃 全国町村会政調幹事会・都道府県町村会事務局長会議・災害共済事務連絡会議
- 14日 全国町村会正副会長会、（一財）全国自治協会理事会・全国町村職員生活協同組合理事会、全国町村会政務調査会、全国町村会理事会・都道府県町村会会長会・全国町村職員生活協同組合総代会
- 〃 中央環境審議会食品リサイクル専門委員会
- 20日 日本下水道事業団評議員会
- 22日 （一財）全国自治協会新法人移行に伴う事務打合会
- 24日 地方分権有識者会議メンバーによる懇談会
- 7月 4日 全国町村会理事会・都道府県町村会会長会
- 17日 中央教育審議会教育制度分科会（第27回）
- 23日 中央教育審議会教育制度分科会（第28回）
- 24日 四国四県町村会長・事務局長会議
- 25日 全国町村会正副会長会、（一財）全国自治協会理事会・全国町村職員生活協同組合理事会、全国町村会理事会・都道府県町村会長会、全国町村職員生活協同組合総代会
- 31日 中央環境審議会食品リサイクル専門委員会
- 8月 7日 中央教育審議会教育制度分科会（第29回）
- 四国四県町村会・四国四県町村議会議長会合同事務局長会議
- 22日 中央教育審議会教育制度分科会（第30回）
- 28日 中央教育審議会教育制度分科会（第31回）
- 29日 地方分権有識者会議
- 9月 4日 都道府県災害共済事務連絡会議
- 5日 全国町村会正副会長会、（一財）全国自治協会理事会・全国町村職員生活協同組合理事会、全国町村会理事会・都道府県町村会長会、全国町村会政務調査会財政委員会、全国町村会政策調整会議
- 10日 中央教育審議会教育制度分科会（第32回）
- 10日~11日 災害共済関係事業等加入推進及び火災予防運動等関係事務打合会
- 24日 四国四県町村長・議長大会運営委員会
- 26日 中央教育審議会教育制度分科会（第33回）
- 27日 「町イチ！村イチ！2014」出展者説明会（四国ブロック）
- 30日 地方分権有識者会議
- 10月 8日 本会正副会長会議
- 10日 中央教育審議会教育制度分科会（第34回）
- 〃 国交省交通政策審議会地域公共交通部会
- 15日 中央教育審議会第86回総会
- 16日 地方分権改革有識者会議
- 17日~18日 中国・四国地区各県町村会災害共済事務連絡会議

- 10月28日 国交省交通政策審議会地域公共交通部会  
 29日 地方分権改革有識者会議農地転用分科会  
 " 中央教育審議会教育制度分科会（第35回）  
 30日 与党税制協議会・軽減税率制度について関係団体ヒアリング  
 " 民主党・総務部門会議における税制改正要望等ヒアリング  
 " 平成25年度災害共済関係事業の加入推進運動等実施に伴う事務打  
 合会  
 11月 1日 地方分権改革有識者会議  
 6日 全国町村会正副会長会・（一財）全国自治協会理事会・全国町村職  
 員生活協同組合理事会、全国町村会理事会・都道府県町村会長会  
 ・政務調査会  
 " 「地域防災計画・避難計画（原子力災害編）」の策定支援に関する  
 説明会  
 11日 中央教育審議会教育制度分科会（第36回）  
 18日 中央教育審議会教育制度分科会（第37回）  
 19日 全国町村会正副会長会、全国町村会理事会・都道府県町村会長会  
 ・全国町村長大会運営委員会  
 21日 地方分権推進本部有識者会議  
 25日 日本下水道事業団評議員会  
 27日 中央教育審議会教育制度分科会（第38回）  
 28日 地方分権推進本部有識者会議  
 29日 中央教育審議会第87回総会  
 12月 2日 四国四県町村会事務連絡会議  
 4日 全国町村会政調幹事会・都道府県町村会事務局長会議・災害共済  
 事務連絡会議  
 5日 全国町村会正副会長・監事合同会議、（一財）全国自治協会理事会、  
 全国町村職員生活協同組合理事会、全国町村会正副会長会意見交  
 換懇談会  
 10日 中央教育審議会教育制度分科会（第39回）  
 " 地方分権改革有識者会議  
 " 新藤総務大臣との意見交換会  
 11日~12日 （一財）全国自治協会「法人税等経理事務にかかるとの説明会」  
 13日 中央教育審議会第88回総会  
 " 地方制度調査会第25回専門小委員会  
 18日 国交省交通政策審議会地域公共交通部会  
 24日 本会会計監査

## （2）各種関係会議

- 1月16日 「創ろう！シルバーセーフティ愛媛」推進会議  
 17日 愛媛県農業共済組合等1組合化推進協議会幹事会

1月23日 第9回えひめ愛顔の助け合い基金運営委員会  
 2月 5日 平成25年保証事業審議会  
     6日 日本赤十字社愛媛県支部平成24年度第2回評議員会  
 18日 県保健医療対策協議会  
     〃 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会第6回広報・県民運動専門委員会  
 19日 県固定資産評価審議会  
 20日 県防災会議  
 25日 愛媛県農業会議2月定例常任会議員会議  
 3月 1日 愛媛県消防協会第3回理事会  
     〃 愛媛県国際交流協会平成24年度第2回理事会  
 11日 愛媛県農業信用基金協会平成24年度第6回理事会・臨時総会  
 13日 愛媛県畜産協会平成24年度第2回理事会  
 15日 愛媛県献血推進計画策定検討委員会  
     〃 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会第8回施設専門委員会  
     〃 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会第11回総務専門委員会  
 18日 愛媛県林業労働力育成協議会  
 19日 えひめ海づくり基金理事会  
 21日 えひめ農林漁業担い手育成公社第2回理事会  
     〃 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会第9回常任委員会  
 22日 愛媛県高齢者保健福祉計画等推進委員会  
     〃 愛媛県浄化槽協会理事会  
     〃 愛媛の森林基金第4回理事会  
 25日 愛媛県総合保健協会第30回理事会  
 27日 愛媛県農業会議第98回通常総会  
     〃 愛媛県農業会議3月定例常任会議員会議  
     〃 第17回全国障害者スポーツ大会愛媛県準備連絡協議会及び選手の育成強化検討部会第3回会議  
 4月12日 第17回全国障害者スポーツ大会愛媛県準備委員会設立総会及び第1回総会  
     〃 愛媛県障害者スポーツ協会設立総会  
 15日 県スポーツ振興財団評議員会  
 16日 内外情勢調査会松山支部懇談会  
     〃 愛媛県プロスポーツ地域振興協議会総会  
 17日 愛媛県租税教育推進協議会幹事会  
 5月 1日 愛媛県消防協会第1回理事会  
     8日 地方自治懇談会  
 10日 愛媛県浄化槽協会第12回理事会  
 16日 内外情勢調査会松山支部懇談会  
     〃 愛媛県国際交流協会監事監査

5月16日 愛媛県廃棄物処理センター事業報告・収支決算の事務監査  
 20日 愛媛県廃棄物処理センター事業報告・収支決算の監査  
 24日 愛媛県統計協会役員会  
 28日 愛媛県農業信用基金協会監査  
 〃 愛媛県農業会議5月定例常任会議員会議・臨時総会  
 29日 愛媛県消防大会  
 6月 4日 愛媛県畜産協会平成25年度第1回理事会  
 〃 平成25年度愛媛県非常通信協議会委員会  
 5日 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会第8回総会  
 7日 内外情勢調査会松山支部懇談会  
 10日 平成25年度第1回えひめ愛フード推進機構総会  
 〃 日本赤十字社愛媛県支部平成25年度第1回評議員会  
 〃 愛媛県発明協会平成25年度理事会・通常総会  
 11日 愛媛県農業信用基金協会平成25年度第1回理事会  
 18日 えひめ国体選手及び指導者確保推進班会議  
 〃 愛媛県租税教育推進協議会定期総会  
 19日 愛媛県暴走族対策会議  
 〃 えひめ産業振興財団定時評議員会  
 7月 2日 北方領土返還要求愛媛県民会議平成25年度定期総会  
 4日 愛媛県スポーツ振興会第1回理事会  
 10日 第17回全国障害者スポーツ大会愛媛県準備委員会第2回会議  
 18日 第52回交通安全県民大会  
 24日 平成25年度愛媛大学社会連携推進機構研究協力会総会  
 25日 内外情勢調査会松山支部懇談会  
 29日 愛媛県農業会議7月定例常任会議員会議  
 8月19日 地方公務員災害補償基金愛媛県支部審査会  
 20日 第56回愛媛県公立学校施設整備期成会定例評議員会  
 9月 9日 四国圏広域地方計画協議会幹事会  
 27日 愛媛県農業会議9月定例常任会議員会議  
 10月 9日 第61回愛媛県社会福祉大会  
 〃 平成25年度愛媛地方税務協議会  
 11月 2日 第1回愛媛県地域医療支援センター運営委員会  
 5日 愛媛県医療審議会  
 7日 第17回全国障害者スポーツ大会愛媛県準備委員会第3回会議  
 12日 愛媛県行政改革・地方分権推進委員会  
 13日 愛媛県介護保険審査会（審査会議）  
 〃 愛媛県高齢者保健福祉計画等推進委員会  
 〃 平成25年度愛媛県人権・同和教育研究大会  
 18日 地方自治懇談会  
 25日 内外情勢調査会松山支部懇談会

- 11月25日 平成25年度愛媛県私立幼稚園教育振興大会
- 12月 8日 第33回障害者福祉推進愛媛県大会
- 12月 12日 愛媛県地域医療支援センター運営委員会専門部会
- 12月 16日 愛媛県農業会議12月定例常任会議員会議
- 12月 17日 平成25年度第3回えひめ愛フード推進機構幹事会

(3)式典等

- 1月 4日 2013年年賀交歓会
- 1月 8日 愛媛県人権対策協議会平成25年年賀交歓会
- 2月 8日 「第9回三浦保環境賞」表彰式・祝賀会
- 2月 18日 第46回南海放送賞表彰式・祝賀パーティー
- 2月 24日 「ふるさとCM大賞えひめ'13」表彰・授賞式
- 3月23日 愛媛県立中央病院開院式
- 4月20日 平成25年度愛媛県植樹祭
- 4月 24日 「第30回ふるさと振興賞」顕彰式・祝賀会
- 7月28日 第19回全国「かまぼこ板の絵」展覧会表彰式
- 8月15日 愛媛県戦没者追悼式
- 10月 5日 愛媛県総合保健協会発足15周年記念式典
- 10月 6日 松山赤十字病院並びに松山赤十字看護専門学校100周年記念式典
- 10月 27日 平成25年度「小・中学生のふるさと学習作品展」表彰式
- 10月 31日 園遊会
- 11月 3日 平成25年度愛媛県功労賞授賞式
- 11月 〃 平成25年度愛媛県教育文化賞授賞式
- 11月 10日 ブラジル愛媛県人会創立60周年記念式典

## ◎ 要望等

### 1 要 望（陳情）

#### ・ 5月27日 今国会に「道州制基本法」提出に反対する要望

安倍政権が発足して以降、道州制についての議論が再燃し、与党である自民党、公明党をはじめ、日本維新の会、みんなの党などが導入について積極的な姿勢を見せており、道州制導入を目指す法案を与野党共同で今国会へ提出するのではないかと懸念される中、本県選出の衆・参国會議員に対し、改めて、道州制の問題点について説明し法案提出を控えるよう本県選出国會議員に面接により要望した。

#### 道州制の問題点

これまで、道州制に関する議論がさまざまに行われてきたが、次の衆院選を控え、自民党・公明党が「道州制基本法案」を国会に上程しようとしている。「道州制基本法案」がもし成立すれば、いよいよ道州制の実現に向けた具体的な制度設計を行わざるを得なくなる。こうした事態の進展は、町村にとって存亡にかかわる危機が差し迫っていることを意味している。

現在の道州制議論は、国民的な議論がない中で、道州制の下での町村の位置づけや税財政制度など、道州制が町村や町村住民にどのような影響をもたらすのか明らかにされないまま、あたかも今日の経済社会の閉塞感を打破しうるような変革の期待感だけが先行していると言わざるをえない。

このような危険な状況に鑑み、この「手引き」では、町村の皆様の参考に供するため、道州制の実像を明らかにし、何が基本的な問題点なのかを簡潔にまとめた。

#### 1 道州制によって、地域間格差は是正されるのか

道州制は、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏への富の集中を招き、地域間格差は一層拡大する

道州制推進論は、「道州制を導入すれば、日本の各圏域が経済的に自立し、さらに自らの創意と工夫で発展を追求することが可能な国の統治体制ができる」と主張している。

しかし、道州間の競争では、税源の豊かな東京や、既にインフラが整っている地域が明らかに有利である。道州制によって、一極集中が是正されるどころか、ますます加速し、地域間格差は拡大する。

道州内の中心部と周縁部の格差が拡大する

道州内でも、州都への集権、投資の集中が強まり、州都以外の旧県庁所在地や、周辺の中小都市、農山漁村を多く抱える町村は衰退する。これにより、道州内の中心部と周縁部の格差も拡大する。

道州間競争によって経済的不利益を受ける地域も生まれる。道州制では、そうした地域へのセーフティネットは考慮されていない

地域間競争によって、大都市や道州の州都など経済的メリットを受ける地域が出る一方で、不利益を被る地域も必然的に生まれる。しかし、道州制論では、そうした地域に対するセーフティネットは考慮されていない。これまで格差を是正するセーフティネットを担ってきた国は、道州制によって機能を大きく後退させる。地域間競争によって経済的不利益を被り、疲弊した地域を誰が救済するのか。切り捨てよと言うのであろうか。

#### 見 解

道州制によって激しいパイの奪い合いが生まれ、地域間格差は、縮小するどころかむしろ拡大する。多くは大都市や道州の州都に集中し、周縁部となる農山漁村は、ますます疲弊する。道州制では地域間競争によって疲弊した地域に対するセーフティネットは考慮されていない。道州制により、「選択と集中」の論理による「地域切り捨て」の時代が到来する。

そもそも、道州制という統治機構の変更を経済政策の一環として捉える議論は、経済問題を統治のかたちの問題にすり替えているのではないか。

## 2 道州制によって、税財政はどうなるのか

道州制推進論は、税財政をめぐる議論を先送りにしている。道州制の導入後、町村の財源がどこまで保障されるかは不明である

これまでは、全国レベルで都道府県・市町村の財政調整・財源保障を実施してきたが、道州制導入後の制度設計について、道州制推進論は議論を先送りにしている。道州間の財政調整に関してはいくつかの案が提示されているが、町村の財源を「誰が」「どこまで」「どのように」保障するのかは、明らかでない。

仮に道州内の市町村の財政調整、財源保障が、道州庁の判断に委ねられるとすれば、道州によっては、選択と集中の論理により、都市部に手厚く財源を配分するところもあるだろう。財源の乏しい道州では、市町村に十分な財源保障ができない恐れがある。こうして、道州や市町村によって社会保障・社会基盤整備の格差が生じる可能性が大きい。

税財源が国から地方に移ると同時に、700兆円を超える従来の国の債務の大部分も、地方に移管される可能性がある

国から地方に税財源が移転するのに伴い、700兆円を超える従来の国の債務の大部分も地方に移管される可能性がある。赤字国債、不足する交付税財源の穴埋めとして発行された臨財債を償還するための財源を、誰がどのように確保するのかも、大きな問題である。

また、これまでは、国が暗黙の債務保証をすることによって地方債の信用力を担保してきたが、道州制導入後はどうするのか。

建設国債について、個々の事業単位で道州に移管すれば、開発の遅かった地方に、債務が集中する可能性がある

さらに建設国債について言えば、開発の遅かった地方に債務が集中することとなる。なぜなら、早くから社会基盤整備が進んだ地方は、事業に伴って発行された国債の償還が進んでおり、承継する債務も少ないが、社会基盤整備が途上にある地方は、事業に伴って発行された国債の償還が進んでおらず、承継する債務も多くなるからである。

#### 見 解

これまで国が行ってきた財政調整・財源保障を、誰がどのように承継するのか。国の債務を誰が承継するのか。いずれも道州制推進論では明らかにされていない。

特に、町村の財源がどこまで保障されるかは、まったく明らかにされておらず、将来的に、道州や市町村によって、社会保障・社会基盤整備の格差が生じ、住民生活の混乱を招く可能性が大きい。

### 3 道州制は、町村を合併・消滅に追い込み、自治を衰退させる

都道府県の事務を承継できない小規模町村は、「基礎自治体」として認められず、「自主的な再編」と称して「合併」を強いられる

道州制が導入されれば、「基礎自治体」は、従来市町村が行ってきた事務に加えて、都道府県の事務も承継することになる。逆に言えば、都道府県の事務を承継できない市町村は、「基礎自治体」たりえないこととなる。

自民党の道州制基本法案には、「基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、従来の都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築する」と定義している。

「従来の都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持つ」ような「基礎自治体」とは、実際には人口30万以上の中核市や人口20万以上の特例市をイメージしたものである。「地域完結性」を強調すれば、「基礎自治体」間で事務の共同処理や広域連携は不要であるという考えにつながり、一定の人口規模と行財政能力を判断基準にして「基礎自治体」が整備されることになる。

合併とは、明記されていないが、「基礎自治体」の設置基準が市町村合併を前提としていることは明白である。道州制のスタートまでに市町村合併が先行されるかどうかは定かではないが、事務権限の受け皿を整備するという名目で必ず合併が進められることになる。表向き強制的な合併とは言いにくいいため、「自主的な再編」を促すのであろうが、「平成の大合併」の経緯と結果を見ても、これまで以上に市町村の自主的合併を推進することは不可能であり、事実上「強制合併」に近い方策がとられるだろう。

そもそも、自民党の道州制基本法案には、「市町村」ではなく「基礎自治体」という名称が用いられている。そこには、町村の存在意義を否定する危険な考え方が潜んでいる。

道州制に伴う事実上の「強制合併」により、これまで町村で培われてきた自治は衰退する

以上のように、道州制が想定している「基礎自治体」は、「基礎」という意味合いが曖昧になるほど大規模となり、本当に住民に身近な場所で自治を実現する「基礎的な地方公共団体」になりうるのか、極めて疑わしい。

自民党の道州制基本法案は、合併によって消滅する「従来の市町村の区域において、地域コミュニティが維持、発展できるよう制度的配慮を行う」としている。しかし、町村と異なり、「地域コミュニティ」には国や道州からの財源保障はなく、「地域コミュニティ」内の住民の判断を最終的にどう扱うかは、合併によって新設された「基礎自治体」に委ねられることとなる。失われた町村の自治を「地域コミュニティ」で代替できるわけではない。

都道府県を廃止して、人為的に道州という単位をつくっても、人々の誇りや愛着の単位とはならない

都道府県は明治以来120年も存続し、単なる行政区域ではなく、地方自治の営みにとって不可欠な帰属意識と県民性を共有する単位として根付いている。都道府県を廃止して、人為的に道州という単位をつくっても、人々の誇りや愛着の単位とはならない。住民が仲間として支えあう社会的活力がわが国の社会的安定をつくってきたのであり、道州はこれを根底から壊すことになる。

市町村合併が進み、都道府県の役割が小さくなっているし、都道府県の区域を超える政策ニーズに適応できない、との見方が現

役の知事や大都市の市長の中にもあるのは事実である。確かに、「平成の合併」後の都道府県と市町村の役割関係を見直してみる必要はあるが、その際、両者の間に対等・協力の関係を築いていくことこそが求められているのではないか。

#### 見 解

道州制が導入されれば、農山漁村における自治の砦である町村は、合併を強いられ消滅に向かうであろう。失われた町村の自治を「地域コミュニティ」で代替できるわけではなく、各町村で営々と積み重ねられてきた多様なまちづくりや自治は消滅する。

人為的に道州という単位を作っても、住民の誇りや愛着の単位とはならない。住民の地域に対する誇りや愛着を抜きにしては、ほんとうの地方自治の営みは生まれえない。

このように、道州制は、地方分権による自治の充実どころか、魂の抜け殻のような、「自治体」ならぬ「事務処理体」としての地方公共団体を作り出すだけである。

#### 4 道州制は、国を弱体化させる

道州制推進論は、内政に関する事務は基本的に地方が担い、国の役割を、外交、防衛、司法などに極力限定すべきとしている。しかし、国の役割をこれ以上限定することは、かえって国際競争力の低下を招くことにつながる

道州制推進論は、国(外交・防衛・司法)と地方の役割(内政全般)を切り分け、国の役割を極力限定すべきとしている。

しかし、国の役割と地方の役割は、明確に切り分けられず、相互作用の上に成り立っている。内政と外交は切り分けられないのが国際政治の常識であり、国が内政関与しないとするのは現実からかけ離れた空論である。内政を原則として地方自治体に委ねている国が、世界のどこにあるだろうか。連邦制を敷く米国ですら、連邦政府が産業政策や社会保障政策に深く関与しており、先般の大統領選挙でも、外交より内政問題が主な争点となった。

グローバルに活躍する日本企業でさえ、国内では関税や貿易ルールによる保護を受けているほか、競争力強化に向けた産業基盤整備や研究開発への助成、省エネルギー製品に対する租税優遇措置などの形で、中央政府の強力な支援を受けている。産業政策や通商政策を道州に任せれば、日本経済が活性化するなどというのは、グローバル経済における中央政府の役割を軽視し過ぎた妄想といわざるをえない。

道州制は、その現実性を欠いた国家像を振りまくことにより、日本と競争関係にある他国にとっては好都合な日本国弱体化路線を招く可能性が高い。

道州制によって国の役割を縮小すれば、外交力は低下し、安全

保障上の問題も生じかねない

TPP問題に見られるように経済政策と外交政策は不可分であるし、食料安全保障上、一国として食料自給率向上の視点は不可欠である。そもそもグローバル化時代に、内政から手を引き国民生活のニーズに対応しないような国が、国際舞台で信用され、交渉能力を発揮できるとは考えられない。

道州制は、安全保障上の大混乱につながりかねない。道州制は「世界中から資本、企業、技術、人材、情報を呼び込む単位」、「そのための産業基盤を確立する単位」を創り出すことであるなどとする主張がある。しかし、仮に各道州が、外国人就労、外国為替・貿易の規制緩和、地域通貨の自由発行などを行えば、日本の国民的統合は大きく傷つき、日本は国家の体をなさなくなる。

道州制はさらなる合併を伴い、各町村で営々と培われてきた多様な暮らし、多様な自治の営みは消滅する。多様な国家は、持続可能ではない

住民の地域に対する愛着や誇りが、地域を磨き上げる原動力となり、地域ごとの多様な暮らし、多様な自治の営みを育ててきた。こうして育まれた地域ごとの多様性が、日本という国を強靱なものにし、幾多の困難を乗り越え、永らえさせてきたのだ。

人為的に道州という単位を作り、事務処理能力を基準に市町村を再編して「基礎自治体」を設けても、決して住民の愛着や誇りの対象とはならない。住民が愛着や誇りを感じない地域に、責任ある自治は生まれにくい。結局、道州制は、魂の抜け殻のような、「自治体」ならぬ「事務処理体」としての画一的な地方公共団体を作り出すだけであり、これまで育まれてきた多様な暮らしや自治の営みを一気に消滅させるものである。

地域ごとの多様性が失われた均質的、画一的な国家は、ひとたび困難に直面すればあまりに脆く、持続可能ではない。

道州制と地方分権改革は、似て非なるものである

道州制は、地方分権改革の目指した方向性とはまったく逆の、「国→地方」への一方的な関与を通じて進められようとしている。

自民党基本法案では、「住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体へ大幅に承継させる」としているが、これは、補完性の原理及び近接性の原理に基づく本来の分権改革ではなく、「小さい国」を実現するための事務権限の下方的な押しつけである。いわんや、事務権限を承継できない小規模町村を、自主的な再編という名で、事実上の「強制合併」に迫りやろうとしている。

このように、道州制は、地方分権改革の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、地方分権改革とは根本的に異なるも

のである。

**見 解**

国の役割をこれ以上限定的にすることは、かえって外交力・国際競争力を削ぎ、安全保障上の問題を引き起こしかねない。道州制は、地方分権を装った国家分割であり、国の力を弱めるだけである。そして、道州制に伴う市町村合併により、多様な暮らし、多様な自治の営みは消滅する。

「道州制」というまやかしにとらわれず、「本来の地方分権」を進めていこう。多様な暮らし、多様な自治を大事にして、しなやかで粘り強い、強靱な国を、子々孫々にまで受け継いでいこう。

・ 11月5日 四国四県町村長・議長大会決議事項の実現方要望

9月24日高知市で開催された「四国四県町村長・議長大会」の決議事項の処理については、関係方面へ文書をもって要望するとともに四県会長が上京の機会にそれぞれ強力に要望することとなったため、本県選出国會議員、各県知事、県議會議長、県主管部長・課長に面談等により実現方を要望した。

[要望書提出先]

政 府＝内閣総理大臣、内閣官房長官、関係大臣、同副大臣・政務官・事務次官、関係省庁官房長、局長、次長、部長、出先機関の長  
国 会＝衆参両院議長、同副議長、衆議院財務金融委員長、参議院財政金融委員長、衆・参両議員予算委員長  
政 党＝自由民主党（総裁、幹事長、総務会長、政務調査会長）、公明党（代表、幹事長、政策調査会長）、日本共産党（幹部会委員長、書記局長）社会民主党（党首、幹事長）、みんなの党（代表、幹事長）、新党日本（代表）、みどりの風（代表、幹事長）、新党大地（代表、幹事長）  
そ の 他＝全国町村会長、全国町村議會議長会会長、四国四県知事、同県議會議長、同主管部局長・課長

平成25年11月5日

殿

四国四県町村長・議長大会

徳島県町村会長	兼西	茂	㊟
徳島県町村議會議長会会長	大西	一司	㊟
香川県町村会長	岡田	好平	㊟
香川県町村議會議長会会長	蓬	清二	㊟
愛媛県町村会長	白石	勝也	㊟
愛媛県町村議會議長会会長	関本	良夫	㊟

高知県町村会会長 有岡 正幹 ㊟  
高知県町村議会議長会会長 村田 秀昨 ㊟

## 四国四県町村長・議長大会決議事項の実現方について（要望）

平素は、地方自治の振興発展の為格別の御指導、御協力を賜り深謝申し上げます。

さて、さる9月24日高知市において四国四県町村長・議長大会を開催し、満場一致をもって別紙のとおり決議いたしましたので、これが実現について格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 1 南海トラフ巨大地震対策等防災・減災に資する社会資本整備について （要 旨）

いま、四国では、南海トラフを震源域とする南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、災害予防の観点からも、防災対策をはじめとする社会資本整備に全力で取り組み、災害に強い強靱な国土づくりの推進が求められている。

特に、南海トラフ巨大地震が発生した場合、内閣府の発表では、これまでの想定をはるかに超える「津波高」や「地震動」などが予測されており、従前以上に住民の不安は高まっている。そのため、巨大地震に備えたハード・ソフト対策の充実・強化を図る新たな法律の整備が必要である

また、四国は、全国屈指の地すべり・崩壊多発地域にあり、近年の大型化する台風や頻発するゲリラ豪雨、さらに切迫する巨大地震などにより、深層崩壊の発生、河道閉塞(土砂崩れダム)なども危惧され、こうした土砂災害に対する対策も必要である。

よって、国においては、南海トラフ巨大地震対策をはじめとする防災・減災に資する社会基盤を整備するため、下記事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 巨大地震・津波に対応した予測・観測体制の充実強化を図るとともに、減災・復旧・復興体制の事前整備、地震・津波防災施設等の整備促進を図ることを内容とした「南海トラフ巨大地震対策特別措置法(仮称)」を早期に制定すること。
- 2 必要な社会資本整備予算の総額を確保し、予算配分においては南海トラフ巨大地震の発生が懸念される地域に重点配分するとともに、社会資本整備の遅れた地域に配慮する仕組みを構築すること。
- 3 南海トラフ巨大地震発生時に基幹道路が寸断する区間の代替性を確保する「四国8の字ネットワーク」の整備を進めるとともに、高速道路盛土のり面の「陸の命の防波堤」・「避難場所」としての活用や高台への避難路の整備、ケーブルテレビ網を活

用した災害情報伝達システムの整備など、「防災・減災対策」を推進すること。

- 4 土砂災害危険個所の監視体制の整備を図るとともに、災害発生時における緊急避難施設及び避難路などの整備や被災後の代替的な避難道の確保対策に努めること。

また、国が取り組む深層崩壊対策モデル地区における具体的な検討検証を促進し、深層崩壊危険地域における大規模な土砂災害対策に対し、国が全面的に支援すること。

- 5 財政基盤が脆弱な町村にとって貴重な財源である緊急防災・減災事業債は平成26年度以降も継続して措置すること。

また、過疎町村が安全的に防災・減災対策に取り組めるよう、防災拠点や避難所として位置付けられている庁舎の耐震化や移転などの事業を過疎対策事業債の対象とすること。

- 6 消防救急体制の充実のための消防救急デジタル無線整備が円滑に推進できるよう緊急消防援助隊設備費補助金の補助対象を拡充し、補助率を上げるとともに中山間地域では基地局数等を算定基礎とするなど地域の実情に即した財政支援制度を充実させること。

また、保守修繕費に係る経費についても、地域の実情に即したものとし、必要な財源を確保すること。

## 2 米軍機による低空飛行訓練中止等について

### (要 旨)

これまで、四国を経路とする、いわゆるオレンジロードで飛行を繰り返す米軍機が目撃されており、米軍機の低空飛行訓練について、住民は強い不安を抱いているところである。

また、米軍機の低空飛行訓練は、休日昼夜を問わず断続的に実施され、機体から発せられる轟音により、住民の安寧な生活がたびたび脅かされ、強い不安感を募らせるなど住民生活に大きな支障が生じている。

このような状況は誠に遺憾と言わざるを得ない。

以上のことから、住民の安全・安心を確保するため、下記事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 住民に不安や懸念を抱かせるような米軍機の低空飛行訓練、特に夜間の低空飛行訓練を即時中止するよう対処すること。
- 2 安全性を含む運用に関する情報を、関係自治体及び地域住民に対し事前に十分説明し、理解を得るよう一層努めること。

## 3 四国地方の交通基盤整備の促進及び本州四国連絡高速道路の通行料金等について

### (要 旨)

四国地方は、高速道路をはじめとする幹線道路の整備が遅れており、他地域に比べかなりの格差が生じている。

特に近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震による大災害の際には人命救助や緊急支援物資の輸送等に必要不可欠な道路である「四国8の字ネットワーク」をはじめ高規格幹線道路網等の整備が急務である。

また、本州四国連絡高速道路は東・中・西日本高速道路株式会社と比較して、割高で不公平な料金となっている。これについては、国と地方との間で協議を行い「本四高速の料金等に関する調整会議」において平成26年度から全国共通水準料金の導入を目指すこととされているが、いまだ不透明である。

については、国においては、こうした四国四県の現状や課題を踏まえ、下記事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 道路整備の遅れた四国地方の実情を認識し、『命の道』である「四国8の字ネットワーク」及び地域高規格道路等の整備に予算を重点配分し、計画的に、かつ着実に整備を促進すること。
- 2 南海トラフ巨大地震の発生による著しい被害が予想される地域については、「陸の命の防波堤」となり、救急救命や災害発生時における緊急輸送道路となる高速道路網を最優先として整備すること。
- 3 本州四国連絡高速道路の料金については、地域格差のない全国共通水準料金を平成26年度から確実に導入するとともに、影響が生じるフェリーや鉄道等に対しては将来にわたって維持・存続できるよう、別途、効果的な支援制度を早急に構築、実施すること。
- 4 遅れている四国地方の国道・県道・市町村道・生活道については、地域の実情に即し、均衡ある道路網として整備を促進すること。
- 5 広域的、基幹的な地方バス路線や公共交通機関等、地域交通施策の推進については、赤字路線を多く抱える町村部の実情に鑑み、その維持について適切な措置を講じるとともに、町村が実施する自主運行路線等に対し、適切な財政措置を講ずること。

#### 4 農林水産の振興対策について

##### (要 旨)

我が国の農林水産業・農山漁村は、食料の供給や国土保全等の多面的機能を担っているが、過疎化・高齢化の進行に伴い、担い手の減少や耕作放棄地の増加等、ますます深刻な状況にある。

特に、中山間地域が多く急峻な山岳地帯である四国地方では、農林水産業の生産条件が厳しく、さらに大消費地から遠隔地にあることから流通コストも割高であり、他の地域と比べても競争力に劣っている。しかしながら、それぞれの地域においては地域の立地特性を生かした様々な努力によって、農林水産業の経営を維持し、地域社会の発展に努力を重ねてきたところである。

今後とも、農林水産業の生産性を高め、国際競争に耐えうる農林

水産業として再構築することが喫緊の課題である。

その一方で、地域社会は、大小さまざまな農林水産業の経営によって守られ、そのことが国土の多面的な機能を維持していることも現実である。

このような中、原則関税撤廃を目指すとする環太平洋パートナーシップ(T P P)協定交渉に参加したことは、農林水産業を中心とする地域の経済や社会に壊滅的な影響が危惧されるばかりでなく、農山漁村の暮らしさえ成り立たなくなるという危機感を地域社会にもたらしている。

よって、国においては農山漁村が直面している危機的な状況を真摯に受け止め、農林水産業の自立的発展に向けT P P協定交渉にあたるとともに、下記の事項について早急に適切な措置を講じるよう強く要望する。

#### 記

#### 1 農林水産物の国際貿易交渉に対する対応について

- (1) T P P協定交渉においては、国益を損なうことのないよう毅然として対応し、農林水産分野の重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)などの聖域の確保を最優先とし、それが確保できない場合は脱退も辞さないものとする。
- (2) T P P協定のメリット・デメリット、影響を受けると予測される分野への具体的な対策、交渉の具体的な状況等について、国民に対し十分な情報開示と丁寧な説明を行うこと。
- (3) T P P協定交渉については、圧倒的多数の自治体や地方議会が危惧や反対を表明していることを真摯に受け止めるとともに、国益をどのように守っていくのか、明確な方針を示すこと。
- (4) 国際競争力ある農林水産業を育成・強化するよう、安定した財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を明らかにするとともに、競争力の強化だけでは守ることが出来ない中山間地域等においても地域政策の観点を重視した支援を講ずること。

#### 2 農山漁村の活性化について

農山漁村での生活は、所得を確保するための雇用の創出が喫緊の課題であり、6次産業化の推進など、農山漁村地域を拠点としたビジネスモデルの創造を多面的に支援するとともに、定住を促進する農山漁村の生活環境基盤を総合的に整備すること。

#### 3 鳥獣被害対策の拡充について

野生鳥獣による農林水産物等の被害は、すでに町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルになっており、財政支援の充実及び人的支援を強化するなど、国を挙げて総合的な被害対策に取り組むこと。

#### 4 農業・農村対策の推進について

(1) 平成32年までの政策目標として閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」の実現のため、活力ある農山漁村の再生と食料自給率50%達成に向け、担い手の確保や耕作放棄地の解消など生産基盤を強化するとともに、低減する国産農産物の消費を拡大させること。

(2) 現在、国で検討している日本型直接支払制度において、中山間地域で農業者が安心して営農できるよう、交付単価の増額や農業水利施設等の保全など、きめ細やかな支援を行うとともに、農家の経営安定対策を充実させること。

#### 5 林業・木材産業対策の推進について

(1) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮と、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用、木質バイオマスのエネルギー利用拡大による低炭素社会への貢献を図るとともに、担い手の育成・確保を推進するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を加えるなど施策の実施に必要な財源を確保すること。

(2) 木材自給率向上に向け、木材製品の品質化や加工流通体制の整備への支援、木質バイオマスの利活用の推進、木造公共施設をはじめ木造住宅の振興や、住宅メーカー等の国産材利用の促進など、より一層の木材需要を拡大すること。

(3) 公共建築物等への国産材の利用を促進するため、公共・公用施設を新改築する場合の財政措置を拡充させること。

#### 6 水産業・漁村対策の推進について

(1) 漁業経営安定対策の強化と漁業就業者を確保・育成すること。

(2) 農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置並びに漁業用の軽油引取税の免税については、恒久的な措置とすること。

また、燃油・飼料価格の高騰による影響を緩和する、「漁業経営セーフティネット」については、国の拠出割合の引き上げと、基金規模を拡充させること。

(3) TPP協定交渉にあたっては、水産物関税を維持するとともに漁業補助金における政策決定権を維持すること。

#### 5 さらなる地方分権の推進及び地方財源の充実・強化について (要 旨)

近年、我が国は、人口構成が大きく変容し、本格的な人口減少時代を迎え、社会保障制度をはじめ、様々な制度を再構築することが急務となっている。昨年12月の政権交代を契機に、国内経済は持ち直しつつあると言われつつも、依然として、特に地方において雇用情勢も厳しく、まだまだ景気回復を実感できる状況にはない。さらに、東日本大震災からの復興という大きな課題も抱えており、我が国は、今、大きな転換点を迎えている。

このような状況のもと、基礎自治体である町村がより自主的、主

体的な地域づくりに取り組み、地域に真に必要なとされる社会保障サービスやその他防災、減災対策等を実施するためには、さらなる地方分権の推進及び地方自主財源の大幅な拡充による地方財政基盤の確立が不可欠である。

こうした中、先般7月に参議院議員選挙が行われ、その結果、いわゆる衆参ねじれ現象が解消したことにより、再び、道州制導入に向けての動きが加速するものと思われる。道州制は、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市への更なる集中を招き、地域間格差が一層拡大する恐れがあり、さらに道州内においても中心部と周縁部の格差が広がるところが予想される。そのため、道州制の導入により、あらたな中央集権体制が生み出されることも懸念されている。

一方、平成25年度地方財政計画では、財政計画規模81.9兆円のうち、13.3兆円が財源不足額とされ、地方財政計画の16.2%に達する見込みとなっている。さらに平成26年度税制改正において、町村の財政に多大な影響を与えるような改正の検討がなされている。

よって、国においては、さらなる地方分権の推進及び町村の財政基盤の充実・強化を図るため、下記事項について、格別の措置を講ぜられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 町村が自らの判断と責任において行政運営を行い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、より一層の地方分権を推進すること。
- 2 地方分権に逆行した道州制の導入は行わないこと。
- 3 地方交付税は地方の固有財源であることを十分認識し、総額を確保すること。
- 4 地方交付税の原資である国税5税の法定率の引上げなど抜本的な対策を進めること。
- 5 償却資産に係る固定資産税は、町村の重要な財源であり、仮に廃止・縮小されることがあれば、町村の財政に多大な支障を生じること踏まえ、現行の課税対象、評価額の最低限度を堅持すること。
- 6 自動車取得税の見直しにあたっては、市町村に減収が生じないよう、安定的な代替の税財源を確保すること。
- 7 ゴルフ場利用税(交付金)は、道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 8 地方公務員給与の定め方や地方交付税制度の在り方は、地方自治の根幹に関わる問題であり、今回の地方公務員給与削減の要請については、東日本大震災の復興財源に充当するという特殊な事情ではあるものの、地方のこれまでの人件費抑制の努力を考慮することなく、国家公務員給与と同様の給与削減を実施することを前提とした一方的なものであり、今後このような地

方交付税の削減、義務教育費国庫負担金の算定基準の引き下げは、二度と行わないこと。

・ 11月6日 「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望

この要望は、「愛媛地方税滞納整理機構」に対する補助金、県職員の派遣について、今後とも県・市町が連携して、市町税・個人県民税等の徴収率向上に万全を期して、同機構の安定運営にとって、県の補助金及び管理職員の派遣は欠かせないことから、本会及び県市長会との連名により、県知事等に対し面談等により要望を行った。

「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、県内の地方自治の振興発展に格別のご尽力を賜っておりますことを心から厚くお礼申し上げます。

さて、愛媛地方税滞納整理機構は、県内全市町で構成する一部事務組合として、平成18年4月1日に設立されました。

以来、今日まで県ご当局の積極的な支援等によって市町税・個人県民税等の徴収に多大の成果を上げており、とくに機構設立後の効果額としては過去7年間で95億8千万円余に及ぶとともに、完納件数、完納率及び徴収率ともに高い水準で順調に推移するなど、税の公平性の確保と財政難に苦慮する県内市町の財政健全化に大きく寄与しております。

しかしながら、依然として市町税・個人県民税等の滞納額は多額であり、この解消を図るとともに、納税環境を整備するためには機構の存続が不可欠であります。

つきましては、引き続き県と市町が連携して徴収率の向上に万全を期すため、次年度以降も県の補助金及び管理職員の派遣についてご支援くださいますよう、愛媛県市長会、愛媛県町村会の総意により強く要望します。

平成25年11月6日

愛媛県市長会長

菅 良 二

愛媛県町村会長

白 石 勝 也

・ 11月20日 全国町村長大会意見34項目に関する要望

この要望については、同日に開催された全国町村長大会において、満場一致で採択された意見事項について、本県の白石会長がそれぞれ本県選出国會議員に対して、実現方要望した。

なお、「意見書」等（項目のみ抜すい）は、次のとおり。

## 意見書

- 1 東日本大震災からの復興と全国的な防災・減災対策の強化
- 2 町村自治の確立
- 3 町村財政基盤の確立
- 4 国土政策と地域の元気創造の推進
- 5 空き家対策の推進
- 6 環境保全対策の推進
- 7 地域保健医療対策の推進
- 8 少子化社会対策の推進
- 9 障害者保健福祉施策の推進
- 10 介護保険制度の円滑な実施
- 11 医療保険制度の一本化の実現等
- 12 教育施策等の推進
- 13 農業・農村対策の推進
- 14 林業・山村対策の推進
- 15 水産業・漁村対策の充実
- 16 道路、河川、生活環境等の整備促進
- 17 地域商工業振興対策等の推進
- 18 雇用対策の推進
- 19 観光施策の推進
- 20 町村消防の充実強化
- 21 暴力の根絶と安全・安心まちづくりの充実強化
- 22 情報化施策の推進
- 23 戸籍制度の見直し
- 24 公職選挙制度の改善
- 25 エネルギー対策の推進
- 26 過疎対策の推進
- 27 豪雪地帯の振興
- 28 半島地域の振興
- 29 離島地域の振興
- 30 地域改善対策の推進
- 31 米軍機による低空飛行訓練の中止について
- 32 北方領土の早期返還
- 33 竹島の領土権の確立
- 34 尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯について

・ 11月20日 本県選出国會議員と本会との意見交換会

本県選出国會議員と本会との意見交換会をTurandot臥龍居(東京都港区赤坂)において開催した。

## ◎ 自治研修等

### 1 平成25年度町（市）職員研修会

#### 平成25年度 町（市）職員研修会実施計画

愛媛県町村会

- 1 目的 地方分権の進展や地方財政の悪化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、自治体職員に求められる役割は一層重くなっている。こうした中、地方公務員としての高い倫理観と使命感を育み、本格化する分権型社会を担うとともに、時代の変化に的確に対応できる人材を育成することを目的とする。
- 2 研修名
  - (1) 新規採用職員研修 新規採用職員を対象（2泊3日 60人以内）
  - (2) 初級職員研修 勤続2年~3年の職員を対象（2泊3日 40人以内）
  - (3) 中級職員研修 勤続4年~5年の職員を対象（2泊3日 40人以内）
  - (4) 係長職員研修 係長相当の職にある者を対象  
(2泊3日 40人以内)
  - (5) 面接試験技法研修（1日 1か市町2人程度）
  - (6) 法制執務研修（1日 1か市町2人以内）
  - (7) 管理職員研修（1日 1か市町2人以内）
- 3 実施場所 前記(1)~(4)については、「えひめ青少年ふれあいセンター」（松山市上野町）において、全寮制とする。  
なお、(5)~(7)は、愛媛県自治会館会議室等において実施する。
- 4 研修科目 別紙1を参照。
- 5 経費 町（市）等の負担は、集合及び解散場所（県自治会館又は研修会場）までの交通費。全寮制については、食事代、シーツ代等とする。  
その他、集合場所（県自治会館）から研修会場への移動（タクシー等）及び研修関係経費は、本会が負担する。
- 6 その他 市職員については、本会賛助会員の市職員とする。
- 7 研修時期
  - (1) 新規採用職員研修 平成25年5月21日~23日
  - (2) 初級職員研修 平成25年5月21日~23日
  - (3) 中級職員研修 平成25年6月5日~7日
  - (4) 係長職員研修 平成25年6月5日~7日
  - (5) 面接試験技法研修 平成25年7月頃
  - (6) 法制執務研修 平成25年7月頃
  - (7) 管理職員等研修 平成25年10月頃

(1) 町（市）新規採用職員研修会

本年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づいて、町（市）新規採用職員研修会をえひめ青少年ふれあいセンターで開催した。平成6年度より、全寮制（2泊3日）で実施した。

研修会受講者数は61人

△ 研修実施科目・時間表

時間帯	5月21日（火） 第1日目	5月22日（水） 第2日目	5月23日（木） 第3日目
6:30— 7:00—		起床 朝の集い 清掃 朝食、研修の準備等	起床 朝の集い 清掃 朝食、研修の準備等
8:00—		地方自治・財政・税 のしくみ (8:30~11:30)	公文書の作成と扱い 方・整理 (8:30~10:20)
9:00— 9:30—	集合（県自治会館の場合）		
10:00—	研修会場 受付	県市町振興課係長 増本勝巳	県市町振興課主幹 宇佐美伸次
10:30—	開講式 オリエンテーション		
11:00—	地方公務員共済組合 制度（11:30~12:00） 県市町村職員共済組合 総務課主任係長 加藤 宝	講話 (11:30~12:00) 愛媛県町村会長（松前町長） 白石勝也	幸せを阻むものは我が 胸中にあり (10:30~12:00) 愛媛県人権施策推進委員 (株)アーリーハート 会長 井上昌俊
12:00—	昼食(12:00~13:00)	昼食(12:00~13:00)	昼食(12:00~13:00)
13:00—			
14:00—	電話の応対等 (13:00~14:50) テルウェル西日本株式会社四国支店 専任インストラクター	職業人の心構え (13:00~14:20) (株)いよぎん地域経済研究センター 研究員 渡邊晶子	公務員のありかた (13:00~14:20) 県市町振興課主幹 今村勅定
15:00—	内子町のまちづくり (15:00~16:30) 愛媛県町村会副会長（内子町長） 稲本隆壽	防災について (14:30~16:30) 愛媛大学防災情報研 究センター 副センター長・教授 竹田正彦	効果測定 奉仕活動 閉講式 解散
17:00—	夕べのつどい	夕べのつどい 夕食	
18:00— 19:00—	ふれあい研修 (18:00~20:00)	自己啓発・接遇 (19:00~20:30) 全日本作法会家督 井関智子	
20:00—			
22:30—	入浴 消灯	入浴 消灯	

(2) 町（市）初級職員研修会

本年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づいて、町（市）初級職員研修会（2～3年の職員を対象）をえひめ青少年ふれあいセンターで開催した。

研修会受講者数は27人。

△ 研修実施科目・時間表

時間帯	5月21日（火） 第1日目	5月22日（水） 第2日目	5月23日（木） 第3日目
6:30— 7:00—		起床 朝の集い 清掃 朝食、研修の準備等	起床 朝の集い 清掃 朝食、研修の準備等
8:00—		選挙制度 (8:30~10:50)	地方税制度 (8:30~10:20)
9:00— 9:30—	集合（県自治会館の場合）	県市町振興課係長	県市町振興課係長
10:00—	研修会場 受付	中井 慶 仁	篠藤 修 一
10:30—	開講式 オリエンテーション		地方公務員制度 (10:30~12:00)
11:00—	地方公務員共済組合 制度（11:30~12:00） 県市町村職員共済組合 総務課主任係長 加藤 宝	県・地域政策課地域 づくり支援グループ の主な業務 (11:00~12:00) 地 域 政 策 課 地域づくり支援グループ担当係長 加賀山 誠	県市町振興課主幹 宇佐美 伸 次
12:00—	昼食（12:00~13:00）	昼食（12:00~13:00）	昼食（12:00~13:00）
13:00—	地方自治制度 (13:00~14:50) 県市町振興課係長 増本 勝 巳	地方財政制度 (13:00~14:20) 県市町振興課係長 仙波 元 衛	人が人らしく生きる ために～あっそう か！人権 (13:00~14:20) 愛媛県人権啓発センター 人権啓発指導員 友田 義 一
14:00—		防災について (14:30~16:30) 愛媛大学防災情報研 究センター 副センター長・教授 竹田 正 彦	効果測定 奉仕活動 閉講式 解 散
15:00—	内子町のまちづくり (15:00~16:30) 愛媛県町村会副会長（内子町長） 稲本 隆 壽		
17:00—	夕べのつどい	夕べのつどい 夕食	
18:00— 19:00—	ふれあい研修 (18:00~20:00)	自己啓発・接遇 (19:00~20:30)	
20:00—		全日本作法会家督 井 関 智 子	
22:30—	入浴 消灯	入浴 消灯	

(3) 町（市）中級職員研修会

本年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づいて、町（市）中級職員研修会（4～5年の職員を対象）をえひめ青少年ふれあいセンターで開催した。

研修会受講者数は21人。

△ 研修実施科目・時間表

時間帯	6月5日（水） 第1日目	6月6日（木） 第2日目	6月7日（金） 第3日目
7:00		起床 朝のつどい	起床 朝のつどい
8:00		清掃 朝食、研修の準備等 地域おこし協力隊	清掃 朝食、研修の準備等 ICTと行政
9:00		(8:30~11:00)	(8:30~10:20)
10:00	集合（県自治会館の場合） 研修会場 受付	伊予市双海町 富田 敏	NTT西日本法人営業部担当部長 川神浩平
10:30	開講式 オリエンテーション	今治市上浦支所 鍋島悠弥	地方議会制度 (10:30~12:00)
11:00	地方公務員共済組合 制度 (11:30~12:00) 県市町村職員共済組合 総務課長 近藤文彦	隣国と日本 (11:00~12:00) 県国際交流課 国際交流員 徐 銀珠	愛媛県町村会 次長 柏原 準
12:00	昼食(12:00~13:00)	昼食(12:00~13:00)	昼食(12:00~13:00)
13:00			
14:00	防災について (13:00~14:20) 愛媛大学防災情報研 究センター 副センター長・教授 竹田正彦	クレーム対応 (13:00~14:50) (株)いよぎん地域経 済研究センター 友近昭彦	農林水産行政 (13:00~14:30) 前全国町村会経済農 林部長 柴田 寛
15:00	高齢者福祉について (14:30~16:30) 県長寿介護課主幹 石山武美	道州制 (15:00~16:30) 県市町振興課 課長 進 龍太郎	奉仕活動 閉講式 解散
17:00	夕べのつどい	夕べのつどい 夕食	
18:00	ふれあい研修		
19:00	(18:00~20:00)	自己啓発・接遇 (19:00~20:30) 全日本作法会家督 井関智子	
20:00			
22:30	入浴 消灯	入浴 消灯	

(4) 町(市)係長職員研修会

本年度の「町(市)職員研修会実施計画」に基づいて、町(市)係長職員研修会(係長の職員を対象)をえひめ青少年ふれあいセンターで開催した。

研修会受講者数は16人。

△ 研修実施科目・時間表

時間帯	6月5日(水) 第1日目	6月6日(木) 第2日目	6月7日(金) 第3日目
7:00		起床 朝のつどい 清掃	起床 朝のつどい 清掃
8:00		朝食、研修の準備等 地域おこし協力隊 (8:30~11:00)	朝食、研修の準備等 メンタルヘルス (8:30~10:20)
9:00	集合(県自治会館の場合)	伊予市双海町	労働者健康福祉機構・愛媛産業保健推進連 絡事務所 産業保健相談員
10:00	研修会場 受付	富田 敏	廣瀬 一朗
10:30	開講式 オリエンテーション	今治市上浦支所 鍋島 悠 弥	愛媛の国際化の現状 (10:30~12:00)
11:00	地方公務員共済組合 制度 (11:30~12:00) 県市町村職員共済組合 総務課長 近藤 文彦	隣国と日本 (11:00~12:00) 県国際交流課 国際交流員 徐 銀 珠	県国際交流協会 外国人生活室長 大森 典子
12:00	昼食(12:00~13:00)	昼食(12:00~13:00)	昼食(12:00~13:00)
13:00	防災について (13:00~14:20) 愛媛大学防災情報研 究センター 副センター長・教授 竹田 正彦 英会話入門 (14:30~16:30) 日米学院英会話講師 ザッカーリー・ドーマン 和田 由紀子	地域づくり (13:00~14:50) 久万高原町長 高野 宗城	農林水産行政 (13:00~14:30) 前全国町村会経済農 林部長 柴田 寛 効果測定
14:00		道州制 (15:00~16:30) 県市町振興課 課長 進 龍太郎	奉仕活動 閉講式 解散
15:00		自己啓発 (19:00~20:30) 全日本作法会家督 井関 智子	
17:00	夕べのつどい	夕べのつどい 夕食	
18:00	ふれあい研修 (18:00~20:00)		
19:00			
20:00			
22:30	入浴 消灯	入浴 消灯	

(5) 平成25年度町（市）職員法制執務研修会

平成25年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づいて、町（市）の法制執務担当職員およびこれに準ずる職員を対象とした研修会を次項「実施要領」により開催した。

研修会受講者数は10人。

平成25年度町（市）職員法制執務研修会実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

町（市）の法制執務担当職員として必要な条例、規則の立案、解釈等の知識を修得させることにより、当該町（市）の法制の整備充実に資することを目的とする。

2 研修日時・場所

- ・ 日 時 平成25年7月29日（月） 10時30分～14時30分
- ・ 場 所 「愛媛県自治会館」 4階 会議室  
松山市一番町4丁目1番地2  
電話 089-941-7598

3 研修講師

県市町振興課職員

4 研修受講対象者

法制執務担当職員およびこれに準ずる職員

（法令の読み方等基礎知識の習得に関する研修とし、原則として初心者を対象とする）

5 その他

出席者は、「自治六法」をご持参下さい。

2 面接試験技法研修会

平成25年度の「町（市）職員研修会実施計画」に基づいて、町（市）の面接試験担当者を対象とした研修会を次項「実施要領」により開催した。

研修会受講者数は13人。

- ・ 「優れた人材を確保するために」

公益財団法人日本人事試験研究センター

研修講師 生田目 佳 廣 氏

平成25年度町（市）面接試験技法研修会実施要領

- 1 研修目的 町（市）の採用試験において、人物重視、面接重視の動きが広まる事に伴って、面接試験の影響力が以前より大きくなり、果たすべき役割・責任の重みを増している。  
このことから、面接試験の基礎知識、質問の技法、評価の技法を修得することにより、当該町（市）の面接試験を円滑に実施することを目的とする。
- 2 研修日時・場所
  - ・日 時 平成25年6月28日（金）  
13時00分～16時30分
  - ・場 所 「愛媛県自治会館」 4階 会議室  
松山市一番町4丁目1番地2  
電話 089-941-7598
- 3 研修講師 公益財団法人 日本人事試験研究センター
- 4 研修受講対象者 面接試験担当者

### 3 自治大学校の研修入校状況

第2部 第166期(平成25年1月9日～3月15日)

・喜多郡 内子町 建設デザイン課係長 橋本 和 高

## ◎ 平成25年12月末、積立金並びに会計現況

### 1 積立金

・ 振興基金積立金 489,970,000円

### 2 会計現況

・ 歳入累計額 71,885,667円  
・ 歳出累計額 51,430,751円  
・ 歳入歳出累計額 20,454,916円

## ◎ 全国町村会総合賠償補償保険事業

加入状況及び支払実績は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

## ◎ 団体生命共済（弔慰金）事業

加入状況及び給付実績は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

## ◎ 任意共済保険事業

加入状況及び給付状況は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

## ◎ 個人年金共済保険事業

加入状況は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

## ◎ 平成24年度軽自動車税申告書取扱状況

軽自動車税申告書データの取り扱いについては、平成19年4月から電算化を導入、事務処理は、財団法人軽自動車協会愛媛県事務所へ委託し、取扱件数等は年度単位で把握することとなった。

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの件数は次のとおり。

申告書種別	取扱件数(枚)
軽自動車税申告書(新規分)	35,718
軽自動車税廃車申告書	28,145
軽自動車税変更申告書(移転・変更分)	93,676
合計	157,539

なお、平成25年3月末現在、電算化を導入している市町は次のとおり。

松山市	今治市	新居浜市	大洲市
四国中央市	東温市	松前町	砥部町
伊方町			
合計	6市3町		

## ◎ 町行財政状況等の調査

町における行財政状況および特定事項（全国町村会・他県町村会等の依頼も含む）について、下記のとおり調査を実施した。

- |         |  |
|---------|--|
| 2月20日   | 各町における「伝統行事」等について（本会）                          |
| 5月 1日   | 軽減税率制度に関するアンケートについて（全国町村会）                     |
| 1 7日    | 平成26年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）」の意見照会（全国町村会）         |
| 6月 7日   | 国から地方への事務・権限の移譲に係る調査について（全国町村会）                |
| 8月 7日   | 町村長等の給料月額調査について（全国町村会）                         |
| 2 1日    | ハローワークの求人情報の希望する地方自治体へのオンライン提供に係る調査について（全国町村会） |
| 1 1月 1日 | 町長等の給与ならびに議会議員各種委員等の報酬額調査（本会）                  |

その他、随時、町長、研修、視察の先進地（県内、県外）の調査および各種検討事項等に関する意見を提出するなど回答を行った。

## ◎ 平成25年度町（市）職員採用試験統一実施

平成25年度町（市）職員採用試験については、次項「実施要領」により、本会での試験問題集等の関係諸資料の取り扱いを、平成2年度から期日統一実施のみ対応することとなり本年度で24回目となり、実施町（市）は次のとおり。

<第1回 7月28日>

松前町 伊方町 西予市

<第2回 9月22日>

上島町 松前町 砥部町 内子町 伊方町 鬼北町 愛南町 西予市  
伊予消防等事務組合

<第3回 10月20日>

松野町

### 平成25年度愛媛県町（市）職員採用試験統一実施要領

#### 1 試験の種類

- (1) 「町（市）職員採用上級試験」（大学卒程度）
- (2) 「町（市）職員採用中級試験」（短大卒程度）
- (3) 「町（市）職員採用初級試験」（高校卒程度）

#### 2 受付期間および場所

(1) 期 間 町（市）において決定するが概ね次のとおりとする。

- ・第1回大短大卒程度のみ ・第2回 ・第3回
- 自 平成25年6月14日 自 平成25年8月9日 自 平成25年9月6日
- 至 平成25年6月21日 至 平成25年8月16日 至 平成25年9月13日

(2) 場 所 町役場（市役所） 課

#### 3 試験日時および場所

(1) 日 時

- ・第1回 平成25年7月28日（日） 午前10時から
- ・第2回 平成25年9月22日（日） 午前10時から
- ・第3回 平成25年10月20日（日） 午前10時から

	科目	上級（大学卒）	中級（短大卒）	初級（高校卒）
ア	教養試験	2時間 (10:00~12:00)	2時間 (10:00~12:00)	2時間 (10:00~12:00)
イ	専門試験	2時間	2時間 等	1時間30分
ウ	各種検査	事務適性検査（10分）、一般性格診断検査（30分）等		

社会人

エ	社会人基礎試験	職務基礎力試験	1時間30分	第2回提供
		職務適応性検査	20分	
	経験者基礎試験		2時間	第3回提供

※ イとウとエは、希望により実施する。

(2) 場 所 町(市)が決定した場所

4 受験資格

町(市)において決定するものとするが、概ね次のとおりとする。

上 級	中 級	初 級
昭和59年4月2日から 平成4年4月1日まで に生まれた者	平成2年4月2日から 平成6年4月1日まで に生まれた者	平成4年4月2日から 平成8年4月1日まで に生まれた者
学歴は問いません	学歴は問いません	学歴は問いません

5 試験問題集等諸用紙

- (1) 試験問題集等の申し込みは、日程表の期日までに概数をFAX又はE-mailで連絡。
- (2) 試験問題集の確定数を、日程表の期日までに本会へ申し込み。
- (3) 本会が一括して、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ申し込み。
- (4) 試験問題集等の発送は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」から到着次第、本会から実施町(市)の人事担当課課長あて「簡易書留」で郵送。
- (5) 試験問題集等の受領について、本会あて電話FAXで送付。  
(なお、この試験問題の他に町(市)自体の問題(作文等)を加えても差し支えないこと。)

6 解答用紙および問題集の返送

町(市)の人事担当課の責任者、または、代理者は、試験終了後用紙確認のうえ直ちに「簡易書留速達・書留小包速達」で本会あてに郵送または持参。  
(本会が一括して、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ送付。)

## 7 採点と結果

- (1) 採点は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」において行う。
- (2) 結果は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」から本会へ一括送付されてきた受験者の成績結果①択一得点度数分布表、②高得点順受験者名簿、③受験番号順受験者名簿を各実施町（市）毎に本会から回送。

## 8 合格発表

前述の採点結果に基づき各実施町（市）で行う。

## 9 経 費

試験問題の作成経費および採点等の結果処理経費は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ、受験予定者1人当たり教養600円・専門1,200円等を実施町（市）が支払うものとする。

（なお、送金方法は、試験終了後、町（市）から本会へ送金。一括して、本会から「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ送金。）

## 10 その他

この統一試験日以外の日程で試験実施希望にあつては、「公益財団法人日本人事試験研究センター」（東京都新宿区片町4番地 電話03-5363-9161 F A X 03-5363-9165）へ、実施町（市）から直接申し込み等を行うこととする。

＜平成25年度愛媛県町（市）職員採用試験の統一実施（第1回）の日程表＞  
 （平成25年7月28日（日） 試験実施）愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	H25. 6. 7 (金)	試験の告示（概ね）	町（市）で行う
2	6. 14 (金) ～ 6. 21 (金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施市町において変更してもよい）	町（市）で取りまとめる
3	6. 27 (木)	試験問題集の申し込み（概数）	町（市）→本会
4	6. 28 (金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	7. 4 (木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町（市）→本会
6	7. 5 (金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	7月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	7月中旬	〃 送付（書留で郵送）	本会→町（市）
9	〃	〃 受領（電話FAX）	町（市）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	7. 28 (日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町（市）で実施
12	試験終了後直ちに	解答用紙および問題集等の返送	町（市）→本会 （書留で郵送又は持参）
13	7. 30 (火)	〃	本会→センター
14	8. 2 (金)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	8. 5 (月)頃	〃	本会→町（市）
16	8月初旬	合 格 発 表	町（市）で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養600円等）	町（市）→本会

注）実施町（市）は→（町（市））、公益財団法人日本人事試験研究センターは→（センター）と略記した。

＜平成25年度愛媛県町（市）職員採用試験の統一実施（第2回）の日程表＞  
 （平成25年9月22日（日） 試験実施）愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	H25. 8. 2 (金)	試験の告示（概ね）	町（市）で行う
2	8. 9 (金) ～ 8. 16 (金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施市町において変更してもよい）	町（市）で取りまとめる
3	8. 21 (木)	試験問題集の申し込み	町（市）→本会
4	8. 22 (木)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	8. 29 (木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町（市）→本会
6	8. 30 (金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	9月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	9月中旬	〃 送付（書留で郵送）	本会→町（市）
9	〃	〃 受領（電話FAX）	町（市）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	9. 22 (日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町（市）で実施
12	9. 24正午までに必着で発送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町（市）→本会 （書留で郵送又は持参）
13	9. 24 (火)	〃	本会→センター
14	10. 2 (水)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	10. 3 (木)頃	〃	本会→町（市）
16	10月初旬	合 格 発 表	町（市）で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養600円等）	町（市）→本会

注）実施町（市）は→（町（市））、公益財団法人日本人事試験研究センターは→（センター）と略記した。

＜平成25年度愛媛県町（市）職員採用試験の統一実施（第3回）の日程表＞  
 （平成25年10月22日（日） 試験実施） 愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	H25. 8. 30 (金)	試験の告示（概ね）	町（市）で行う
2	9. 6 (金) ～ 9. 13 (金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施市町において変更してもよい）	町（市）で取りまとめる
3	9. 19 (木)	試験問題集の申し込み	町（市）→本会
4	9. 20 (金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	9. 26 (木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町（市）→本会
6	9. 27 (金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	9月下旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	10月初旬	送付（書留で郵送）	本会→町（市）
9	〃	受領（電話FAX）	町（市）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	10. 20 (日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町（市）で実施
12	試験終了後直ちに	解答用紙および問題集等の返送	町（市）→本会 （書留で郵送又は持参）
13	10. 22 (火)	〃	本会→センター
14	10. 25 (金) 頃	採 点 結 果	センター→本会
15	10. 28 (月) 頃	〃	本会→町（市）
16	10月下旬	合 格 発 表	町（市）で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養600円等）	町（市）→本会

注）実施町（市）は→（町（市））、公益財団法人日本人事試験研究センターは→（センター）と略記した。

## ◎ 配付資料

- 1 特定地域再生制度について
- 2 生物多様性えひめ戦略について
- 3 平成23年度本会決算書
- 4 平成24年度本会一般会計補正予算（第1号）（案）
- 5 平成25年度事業計画（案）
- 6 平成25年度本会会費の分賦方法（案）
- 7 平成25年度本会一般会計予算（案）
- 8 平成25年度本会特別会計予算（案）
- 9 本会第66回定期総会開催要綱（案）
- 10 平成23年度（財）全国自治協会愛媛県災害共済支部決算書
- 11 平成23年度全国町村職員生活協同組合愛媛県支部決算書
- 12 平成24年度（財）全国自治協会愛媛県災害共済支部補正予算（案）
- 13 平成25年度全国町村職員生活協同組合愛媛県支部予算（案）
- 14 愛媛県の森林吸収源対策について
- 15 （財）全国自治協会愛媛県災害共済支部委員会の組織および運営に関する規程を廃止する規程について
- 16 平成25年度町（市）職員研修会実施計画（案）
- 17 愛媛県市町総合事務組合格約
- 18 各町における「伝統行事」等について
- 19 平成25年度愛媛県当初予算（案）（冊子）
- 20 「愛媛県人事異動発令」（平成25年4月1日）
- 21 国民保護とNBCR災害対策Ⅳ（冊子）
- 22 合併特例終了後の交付税の算定方法について
- 23 愛媛県民球団（愛媛マンガリンパルーツ）「顧問就任」のお願いについて
- 24 平成25年度四国四県町村長・議長大会開催要綱について
- 25 平成25年度町等公平事務委託費負担金額表（案）
- 26 町イチ！村イチ！2014の開催について
- 27 本会臨時総会開催について
- 28 町村長等の給料月額調査（冊子）
- 29 えひめ国体に向けた社会人選手への支援についてのお願い
- 30 今国会に「道州制基本法」提出に反対する要望について
- 31 （一財）地域活性化センター平成25年度事業計画
- 32 （一財）地域活性化センター平成25年度収支予算書
- 33 （一財）地域活性化センター平成24年度事業報告
- 34 （一財）地域活性化センター参考資料
- 35 （一財）地域活性化センター平成24年度財務諸表等（収支決算書）
- 36 自治組織対象の暴力団排除活動の促進について
- 37 所得税法第56条廃止を求める陳情
- 38 建築物の耐震化促進について
- 39 映画「じんじん」愛媛県上映運動へのご協力をお願いについて
- 40 プロ野球愛媛県人会（仮称）結成に向けて

- 41 鳥獣被害対策の現状と課題
- 42 東日本大震災被災地への職員派遣のお礼とお願いについて
- 43 平成25年度災害共済関係事業加入推進運動実施要綱
- 44 平成25年度全国町村職員生活協同組合共済事業加入推進運動実施要綱
- 45 平成25年度公共建物火災予防及び交通安全運動実施要綱
- 46 平成25年度基準財政需要額・基準財政収入額・財源不足額の調（冊子）
- 47 町長の給与ならびに議会議員各種委員等の報酬額調
- 48 「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望書
- 49 全国町村長大会開催要綱
- 50 全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定一覧表
- 51 （一財）資産評価システム研究センター会員規程
- 52 （一財）資産評価システム研究センター平成25年度事業計画及び収支予算の概要
- 53 平成26年年賀交歓会
- 54 「2014年版 町村長手帳」
- 55 「試験と研究 第9号～第14号」（公益財団法人日本人事試験センター発行）（冊子）
- 56 町村週報（全国町村会発行）（第2824号～第2863号）
- 57 町会報えひめ（本会発行）（第46号～第57号）

（注）以上配付資料については、他団体からの回送分を含む